

木崎中だより

3号

平成30年6月1日（金）
さいたま市立木崎中学校
048(886)4302

「児童生徒は、いじめを行ってはならない。」

（さいたま市いじめ防止対策推進条例第6条第1項）

校長 大谷 慎也

「青空を 映し田植の 終りたる」（宮崎豊子） 水の張られた田一面に広がる早苗に、梅雨入りを感じる頃となりました。過日実施いたしました第1学年全体保護者会、並びに、PTA 総会・歓送迎会におきましては、保護者の皆様の御協力を賜り、滞りなく終了することができました。心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

さて、さいたま市教育委員会では、6月を「いじめ撲滅強化月間」と位置付け、市立全小・中・高等・特別支援学校において、いじめの未然防止に向けた取組を推進します。4月の進級や進学に伴う新しい環境の中での緊張感を覚えながら、新たな人間関係を築いていく5月のゴールデン・ウィーク明け以降のこの時期は、児童生徒がストレスを抱え込みやすく、学校生活への適応に課題が生じたり、いじめの認知件数が増加してくる傾向が見られたりする時期であります。6月を「いじめ撲滅強化月間」とすることで、この機会にいじめの問題について一人ひとりがじっくり考え、いじめが起きない集団や学校をつくろうとする意識を高め、いじめが起きた場合にも児童生徒が解決できる力を養う指導を展開するなど、豊かな人間性や社会性をはぐくむ取組の充実を図ることを目指します。

本校では、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、社会総がかりでいじめ問題に対峙するために、基本的な理念や体制を定めた「いじめ防止対策推進法」に基づき、「さいたま市立木崎中学校いじめ防止基本方針」を定め、それに従い、取り組んでいます。

まず、年度当初に職員会議や学年会、週1回開催の生徒指導委員会や「子どもを支援する委員会（教育相談部会）」等の各組織の役割をもとにした体制づくりと方向性の確認を行います。いじめを認知した場合、生徒との面談、情報の収集と共有、ケース会議による対応方針や支援・指導体制の決定、保護者との連携による対応、見守り等を施します。次に、アセスメントを実施します。早期発見・早期対応を目的として、4月後半には生徒対象の「心と生活のアンケート」調査、5月第2週までにその結果を踏まえて生徒と教職員が面談を行います。生徒の不安・悩み、いじめの有無等について傾聴し、助言します。本調査は、年3回の実施予定です。この他、簡易アンケートを月ごとに実施します。ケースによっては、生徒だけの解消が困難な場合もあり、家庭に報告し、共通理解を図りながら、解消に向けて取り組むこともあります。また、状況に応じて、関係諸機関への相談し、連携することとなります。

今月は、「子どもいじめ対策委員会」が開催されます。生徒主体の取組を話し合い、いじめ撲滅に向けた提言や各学級でのスローガンづくりが行われます。今年度は、部活動でのいじめ防止にも目を向け、各部でいじめ防止ポスターを作成する予定です。さらに、特別活動での「『いのちの支え合い』を学ぶ授業」や道徳での「主として他の人とのかわりに関すること」の内容項目を扱うなど、授業の中でも特化して取り組んでいきます。

平成26年7月に公布された「さいたま市いじめ防止対策推進条例」第4条には、学校及び学校の教職員の責務について、第5条に

は、保護者の責務等が規定されています。そして、第6条では、児童生徒の役割として「児童生徒は、いじめを行ってはならない。」と規定されています。

いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害の行為と言えます。いじめの問題は、「しない させない 許さない」を大原則とし、かけがえのない命を学校・家庭・地域・行政が一体となって守らなければなりません。保護者・地域の皆様におかれましては、今後とも本校の教育活動に御理解と御協力を賜りますようお願いするとともに、お気付きの点や御心配なことがございましたら、どうか御連絡や御相談をお願い申し上げます。